事 務 連 絡 令和2年5月26日

各都道府県入札契約担当部局長 殿 各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後 における工事及び業務の対応等について(参考)

標記について、国土交通省直轄事業において別添1から3のとおり取り組むこととしておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除 く。)に対しても、周知をお願いします。

※別紙は省略

事務連絡

大臣官房官庁営繕部 各 課 長 殿 各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿

企 画 部 長 殿 営 繕 部 長 殿

港湾空港部長 展

北海道開発局 事業振興部長 殿営繕部長 殿

各地方航空局 総務部長 殿

空港部長殿

保安部長 殿

国土技術政策総合研究所 総務部長 殿

管理調整部長 殿

国土地理院総務部長殿

国土交通省

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後 における工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年5月25日に緊急事態宣言が全ての都道府県において解除された。

緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務(以下「工事等」という。)の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」(令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号。以下「4月7日通達」という。別紙1)に、工事等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」(令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管

第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号。以下「4月20日通達」という。別紙2)に取扱いを定めたところであるが、本日改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、緊急事態宣言が解除された後も、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとされていることを踏まえ、引き続き、工事等の対応について、4月7日通達のI2、I3及びII並びに4月20日通達に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

なお、感染拡大防止対策の徹底については、本日の国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部(第14回)において、国土交通大臣より、国土交通省所管の団体等が作成している感染拡大予防ガイドラインに沿った感染予防対策を確実に実践することが不可欠であり、ガイドラインを個々の事業者に周知して感染予防に万全を期すべく、改めて関係業界等に要請するよう指示があったことも踏まえ、引き続き、受発注者双方において「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日版)」(「「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日版)」の作成について」(令和2年5月14日付け国土建第18号。別紙3)の別添1)及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページ^注において公表されている各業種のガイドラインも参考にされたい。

注)新型コロナウイルス感染症対策ホームページ https://corona.go.jp/

事務連絡

大臣官房官庁営繕部 各 課 長 殿 各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿

企画部長殿

営繕部長 殿

北海道開発局 事業振興部長 殿

営繕部長 殿

国土技術政策総合研究所 総務部長 殿 国土地理院 総務部長 殿

国土交通省

大臣官房地方課長 大臣官房官庁営繕部管理課長 大臣官房官庁営繕部計画課長 北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を受けた 国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保 に向けた具体的対策について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年5月25日に緊急事態宣言が全ての都道府県において解除された。

国土交通省所管事業の執行については、新型コロナウイルス感染症拡大による影響も踏まえ、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」(令和2年5月7日付国地契第6号、国官技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号)に取扱いを定めたところであるが、本日改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、緊急事態宣言が解除された後も人との接触を低減する取組を推進することとされていることを踏まえ、引き続き、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

事 務 連 絡 令和2年5月25日

大臣官房官庁営繕部 各課長補佐殿 各地方整備局 総務部 契 約 課 長 殿 技術管理課長殿 企 画 部 営 繕 部 計 画 課 長 殿 北海道開発局 事業振興部 工事管理課長補佐 殿 営繕 営繕計画課長 殿 部 国土技術総合研究所 総務 部 会 計 課 長 殿 総務部契約 国 土 地 理 院 課 長 殿

> 佐 大臣官房 地方課公共工事契約指導室 課 長 補 技術調査課建設技術調整室 課 長 補 佐 官庁営繕部管理課 補 佐 課 長 官庁営繕部計画課 企 画専門 官 北海道局 予 算 課 課 佐 長 補

国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保 に向けた具体的対策の運用について

国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策については、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」(令和2年5月7日付け国地契第6号、国官技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号。以下「施工体制通知」という。)において取扱いを定めたところであるが、当該通知の運用について下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

施工体制通知別紙 2. (1)⑤一括審査方式の更なる活用において、配置予定技術者を複数申請した場合には複数の工事の落札を認めることとしているが、これを運用する場合においては、一括審査方式が企業の受注機会の増大の一助となっている中で、不調不落の発生が強く懸念される状況下において施工体制を確保するための対策として配置予定技術者の複数申請を認めるものであるとの制度趣旨を踏まえ、工事受注者の偏在等の弊害を助長することのないよう対象工事の選択及び配置予定技術者が申請できる上限に留意すること。

また、配置予定技術者の複数申請を認める場合には、不調不落の発生状況等の地域の実情を踏まえ、必要に応じて各業界団体等と意見交換等を実施した上で運用すること。